

**災害復旧用排水ポンプ車  
(30m<sup>3</sup>/min 8t 車積載型)  
仕様書**

**令和2年度**

**岐阜市**

## 災害復旧用排水ポンプ車（30m<sup>3</sup>/min 8t車積載型）仕様書

### 概要

この仕様書は、調達する災害復旧用排水ポンプ車（30m<sup>3</sup>/min 8t車積載型）に適用する。

納入機は、下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操作性能が良好で、かつ使用目的に耐えうる十分な耐久性を有すること。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合すること。

本仕様書に記載されている数値は、標準設計値とし、明記されていない内容で不明な点は、発注者（以下「甲」という）と受注者（以下「乙」という）が協議のうえ決定する。

### 1 調達物品の名称及び数量

災害復旧用排水ポンプ車（30m<sup>3</sup>/min 8t車積載型） 1台

### 2 性能

総排水量	30m <sup>3</sup> /min（全揚程10mにおいて）	
車両最小回転半径 （最外側車輪中心）	7.0m以下	
排水運転時間	連続運転時間48時間以上 ※排水ポンプ車の能力として、48時間連続運転が可能なることを示す。 搭載しているタンク容量（350L（車両100L+発電機250L））では約13時間の無休連続運転時間とすること	
排水装置 使用条件	気温	5～40℃
	気圧	980hPa 以上
	相対湿度	85%以下
	※排水作業を伴う機材は人力での設置を可能とする。	

### 3 主要諸元

全長	8,000mm以下
全幅	2,300mm以下
全高	2,800mm以下
最低地上高	170mm以上（型式認証値）
車両総重量	8,000kg未満
なお、「8付属装置及び付属品（2）車両総重量に含まないもの」以外は、	
乗車定員	2人以上

### 4 車体

機関	形式	水冷ディーゼル機関
	最高出力	140kw以上

	最大トルク	500Nm以上
	燃料タンク	100L以上（鍵付き）
動力伝達装置	主変速機	前進5段、後進1段以上
走行装置	車輪配列	前2、後2又は前2、後複2
	駆動方式	後輪駆動
	タイヤ	オールシーズンタイヤ
かじ取装置	形式	倍力装置付
制動装置	アンチロックブレーキシステム	1式
運転室	構造	全鋼製密閉型
	ハンドル位置	右ハンドル

(1) 荷台

- ① 装置、機器等を機能的に配置し、かつ操作及びメンテナンスが容易な荷台とすること。
- ② 荷台下部にはサイドガードを設けること。
- ③ 床材は防錆を施したものとすること。
- ④ 荷台には、排水ポンプ及び付属品を固定できるよう器具を設けること。ただし、器具は必要以上に床面に突出する構造としないこと。
- ⑤ 荷台表面に作業の安全性を考慮した滑り止め処置を行うこと。
- ⑥ 荷台下部（車両側面）に車両固定の工具箱を設置すること。

(2) 自動充電器用コンセント及び抜き忘れ防止装置

各バッテリーへ自動充電を行うための端子（自動充電器用コンセント）を取付・配線するものとする。また、コンセントに自動充電器をつないだまま走行しようとした場合には運転席に警報を出す機能（抜き忘れ防止装置）を搭載すること。

① 数量

- 1) 自動充電器用コンセント（車両用及び発動発電機用） 一式
- 2) 抜き忘れ防止装置 一式
- 3) 自動充電器（車両用及び発動発電機用） 一式

② 設置場所

- 1) 自動充電器用コンセント シャーシ部
- 2) 抜き忘れ防止装置 運転席部

なお、詳細位置については、受注者と協議の上、決定するものとする。

5 作業装置

(1) 排水装置

排水ポンプ	形式	水中モータ駆動ポンプ
	台数	4基
	口径	φ 200mm
	排水量（1基あたり）	7.5m <sup>3</sup> /min 以上（標準使用時）

	総排水量	30m <sup>3</sup> /min 以上
	全揚程	10m以上（上記排水量において）
	重量	40kg/基以下
	※上記重量は排水ポンプの重量であり、キャブタイヤケーブル及びフロートの重量は含まない乾燥重量とする。	
電動機	形式	乾式水中型同期電動機
	電圧	400V以上
	周波数	60Hz
	軸封装置	ダブルメカニカルシール
	キャブタイヤケーブル	排水ポンプ1基あたり40m以上（防水コネクタ付）
主要部材質	ケーシング	アルミニウム合金鋳物又は同等品以上
	ケーシングライナ	ステンレス鋳鋼
	羽根車	ステンレス鋳鋼又は同等品以上
	主軸	ステンレス鋼又は同等品以上
	モータフレーム	アルミニウム合金鋳物又は同等品以上

## (2) 構造等

- ① 排水ポンプは、個々に回転速度制御が可能なものとする。
- ② ポンプ吐出口は、ホースと接続することが可能なクランプ式継手とする。
- ③ 排水ポンプは、フロート取付を考慮した金具を設けること。
- ④ 排水ポンプは人力運搬作業用取手を設けること。
- ⑤ 排水ポンプの運搬作業用取手を用いて吊り下げ作業が行えること。
- ⑥ 排水ポンプには番号を記入すること（ケーブルコネクタ部の番号表示を含む）。

## (3) 付属品

水中ポンプフロート	排水ポンプ1基につき1個
※フロートには排水ポンプと同じ番号および文字等を記入すること。	
フロート取付け用チェーン	排水ポンプ1基につき1組（取付金具付き）
ケーブルバンド	排水ポンプ1基につき1組
ストレーナ	排水ポンプ1基につき1組

※予備ポンプ分については、別途記載

## (4) 発動発電機

排水ポンプ、照明及び操作盤等に必要な電力を供給できるものとする。発動発電機の電源電圧および周波数が定格値から簡単に変更できないよう操作部にカバーを設けると共に誤操作防止の注意喚起シール等を貼付すること。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針について、特定調達品として定められているものとする。

形式	操作盤面付き（アワーメータ含む）	
台数	1基	
発電容量	3相 440V 60Hz 125kVA 以上	
機関	形式	ディーゼル機関
	定格出力	ポンプが全基運転でき、照明が全灯照明できる出力以上とすること
	始動方式	セルモータによる電気始動
	燃料供給タンク	250L 以上（鍵付き）
	※車両用燃料タンクと共用できる構造とする。また、給油口付近の見やすい箇所に燃料の種類、タンク容量、連続運転可能時間（100%負荷時）を明記する。）	
その他	排気が作業員に影響を及ぼさないよう、排気対策を講ずるものとする。	

#### (5) 照明装置

夜間作業用の車両周辺を照明する照明装置を設けること。

形式	バルーン式投光機（可搬組立式）
電灯仕様	メタルハライド（1,000W）又はLED灯で左記同等以上 1灯
電圧	単相100V（制御盤より供給可能）
収縮装置	手動上下収縮装置（高さ3.5m 以上）
数量	1式

#### (6) 補助照明装置

照明装置、車両標準照明装置と別に、車両上部より操作盤、荷台等を照明する固定式の照明装置を設けること。

形式	照明灯
電灯仕様	LED灯、電球500W相当
電圧	単相100V
数量	2灯

#### (7) 操作制御盤

排水ポンプ始動用、回転速度制御用のインバータ装置を収納し個々の排水ポンプの運転停止制御及び発動発電機の運転停止制御、並びに照明灯のON・OFF 制御等を可能とする。

排水ポンプへの給電コネクタは車両又は操作制御盤に接続部を設け、排水ポンプの電源ケーブルを簡単に接続できるものとする。

なお、電源ケーブル等の配線口は制御盤下部に設けるものとし、配線時に隙間ができない構造とする。換気ファンは虫等が混入しにくい構造とすること。操作制御盤には運搬が可能な吊り金具を装備すること。

発動発電機の電源電圧および周波数が定格値であることを確認するよう注意喚起シール等を貼付すること。

電源電圧および周波数の変更による機器の焼損等の発生防止のため、電氣的な保護機能を設

けること。

形式	屋外防雨形	
盤面装備品	発電機「始動-停止」スイッチ	1個
	排水ポンプ「始動」スイッチ	排水ポンプ1基につき1個
	排水ポンプ「停止」スイッチ	排水ポンプ1基につき1個
	排水ポンプ回転数調整スイッチ	排水ポンプ1基につき1個
	補助照明装置「入-切」スイッチ	1式
	非常停止ボタン	1個
	故障復帰ボタン	1個
	電圧計	1個
	電流計	排水ポンプ1基につき1個
	周波数計	1個
	回転数計	排水ポンプ1基につき1個
	集合表示灯	1式
	100V 防雨コンセント	2個
	アワーメータ	排水ポンプ1基につき1個
その他必要なもの	1式	

(8) 排水ホース

材質	合成繊維（円筒織物）、合成樹脂（内外面樹脂被覆）	
耐圧等	0.2MPa以上	
数量	口径200mm×20m×2本（排水ポンプ1基あたり）×排水ポンプ基数	
	口径200mm×10m×1本（排水ポンプ1基あたり）×排水ポンプ基数	
接合材料	継手型式	クランプ式
	数量	排水ホース1本につき1個
その他	各排水ホースの取付位置をクランプバンド等で区別するものとする。	

※予備ポンプ分については、別途記載

6 計器類

機関回転計	1式
機関水温計	1式
燃料計	1式
その他標準計器類	1式

7 照明装置類

前部霧灯	2灯
赤色警光灯（散光式、前 全幅1,100mm 以上）	1式
車幅用補助灯（左右各2 箇所以上）	1式

8 付属装置および付属品

(1) 車両総重量に含むもの

電子サイレン（拡声装置付、出力50W以上、スピーカ付（30W以上）、音圧90～120dB(A) 20mにおいて）	1式
バックブザー	1式
カーエアコン	1式
AM・FM ラジオ	1式
フロアマット	1式
スペアタイヤ取付台	1式
タイヤ輪止	1式
牽引用ロープ	2本
消火器（ABC 粉末、1.8kg）	1本
懐中電灯（LED・防水型）	2個
接地用電極	1式
ハンマー	1個
ポンプ用工具	1式
ポンプ係留用ロープ	排水ポンプ1基につき1式
ポンプ係留用杭	排水ポンプ1基につき1式
フロート押出棒	1本
排水サポーター（内側、外側用）	各4個
バッテリースイッチ（車両・発電機）	1式
バックモニター（カラーカメラ、モニター）	1式
ドライブレコーダー（前）	1式
カーエアコン	1式
燃料（タンク容量満量にして納品すること）	1式

(2) 車両総重量に含まないもの

スペアタイヤ（ホイール付）	1式	
シャーシ用標準工具	1式	
取扱説明書	2部	
部品表	1部	
各種検査表	1部	
排水ポンプ（予備一式）	台数	1基
※排水ポンプの仕様については、5作業装置、(1)排水装置の内容に準じる。		
排水ホース	数量	20m 2本
		10m 1本
※排水ホースの仕様については、5作業装置、(8)排水ホースの内容に準じる。		

9 塗装及び塗装色

塗装色、デザインについては受注者決定後協議とする。

## 1 0 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能を検査する。

ただし、車両総重量については、購入仕様書で定められたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する設備、器具、人員等は乙において準備すること。

## 1 1 取扱い説明及び講習会の開催

完成車納車後、発注者の指定する場所において、職員等の関係者に対し、車両の構造及び機器の取り扱い、保守管理等の指導をするための担当者を派遣すること。

また、水防団員等に対し、車両及び排水ポンプの設置・操作等に関する講習会を実施すること。

## 1 2 保証

納入後、1箇年以内に、設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙の責において無償修理・取替えを行うこと。

ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上の場合は、それを適用する。

特に重大な故障が発生した時には、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議の上、乙の責において無償修理を行わせることがある。

## 1 3 その他の事項

### (1) 製造期日などの指定

納入機は納入期日前1箇年以内に製造されたもので、新品とする。

### (2) 灯火の取付方法の指定

赤色警光灯及びスピーカ（以下「灯火等」という）の取付方法は、次のとおりとする。

① 灯火等の規格、取付位置は、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む。））」に準じること。

② 灯火等は、運転室または作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付け部分に必要な補強を行うこと。

### (3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

### (4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び緊急自動車の申請・届出は乙が行い、これらにかかる費用は入札金額に含めること。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けること。

## 1 4 自動車重量税等

本契約における納入機は、運輸省令昭和45年2月20日第7号（以降の改正分含む）「自動車



登録規格」に適用するものであること。

また、本契約に自動車重量税2年分を含めること。

なお、別途現金で支出する上記費用以外の検査登録手続代行手数料、車庫証明手続代行手数料等、本仕様書による新車購入で発生する諸費用については入札金額に含めること。

#### 1.5 自動車損害賠償責任保険

乙において加入するものとし、保険期間は24ヶ月とすること。

#### 1.6 自動車リサイクル料金

自動車リサイクル法「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）」にかかる料金は、甲の負担とし、本契約に含めること。

#### 1.7 納入場所

岐阜市雄総排水ポンプ場（装備品・積載品含む）

#### 1.8 納入期限

令和3年5月14日（納入期限は、車両の物品検査完了後の引渡し期限であることに注意すること。）

#### 1.9 その他

本仕様書に疑義がある場合、又は定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

#### 2.0 担当課

基盤整備部 水防対策課 吉田圭一  
058-214-4854（直通）